

2018年度 赤い羽根共同募金公募配分事業 助成金配分申請の手引き



1 配分事業の目的

身近に参加できる地域福祉活動である、赤い羽根共同募金運動に対する理解を深め、配分先からも身近さを感じ取ってもらい、地域福祉活動に広く還元することを目的として公募による配分を実施します。また、配分を受けて実施される事業を通じて、つながりづくりや支え合いが促進されることを目的とします。

2 対象団体及び対象事業

(1) 対象事業の実施期間

2018年(平成30年)4月1日 ～ 2019年(平成31年)3月31日

(2) 対象団体

明石市内を活動場所とする、ボランティア団体、市民活動団体、地区社会福祉協議会、まちづくり協議会、自治会・町内会、福祉活動団体などで、赤い羽根共同募金運動に協力している団体

(3) 対象事業

A 事業に対する助成

つながりづくりや支えあい活動に結びつく事業で、自団体以外に少なくとも1団体以上協力する団体がある事業

【協力の例】

- ・ボランティアグループと自治会との協力事業
- ・福祉事業所と地域団体との協力事業
- ・地区社会福祉協議会とまちづくり協議会との協力事業 など

【対象事業の注意事項】

- ・新規事業は、2年間連続して同一事業での申請が可能です。
→ 申請は毎年必要となります。
- ・従来からの継続事業は、従来の取り組みからの拡充が必要です。

- 過去と同一内容での申請はできません。
- 助成後2年間は申請することができませんが、その間に新規事業を申請することは可能です。

【助成対象活動の具体例】

- 集いの場・居場所づくり活動、見守り活動
こども、高齢者、障がい者、地域住民などが自由に集える場づくり
地域で気になる方への見守り訪問 等
- 防災・減災・防犯に関する活動
避難所運営訓練、施設・学校等との合同防災訓練 等
- 当事者団体などが実施する交流活動
啓発講演会、スポーツ教室 等

B 周年・記念事業に対する助成

団体の節目となる年に実施される講演会や記念事業などで、自団体・関係者以外も参加が可能となる事業

- ・自団体及び関係者以外も参加できることが必要です。
- ・連続しての申請はできません。
 - 助成後2年間は申請することができません。

【助成対象事業の具体例】

- 講演会の開催、記念冊子の作成
各種記念講演会、各種交流イベント、活動紹介冊子作成 等

C 備品購入・資機材製作に対する助成

活動に必要となる資機材などで、自団体以外にも広く活用の余地がある備品などの購入及び製作

- ・備品や資機材の活用で、交流や支え合いに結びつくことが必要です。
- ・自団体のみで活用する備品や資機材の製作は対象となりません。
- ・連続しての申請はできません。
 - 助成後2年間は申請することができません。

【備品購入・資機材製作の具体例】

○活動用資機材の購入及び製作

見守り訪問等活動時の統一衣類、レクリエーション用具
マイクセット、掲示板 等

○活動紹介に係る資材の製作

授産品等の製品カタログ製作(障がい者支援事業所等に限る) 等

○設備の補修や回収

自治会館など広く住民が利用する施設の補修、掲示板の設置 等

(4) 対象とならない事業

- ①営利を目的とする事業、行政委託事業、介護保険事業、政治的・宗教的事業、自団体構成員等の互助共済事業、その他適当と認められない事業
- ②明石市社会福祉協議会善意銀行助成金の助成を受けている事業
- ③赤い羽根共同募金運動歳末期実施事業の助成を受けている事業

3 助成金額

助成金額：対象事業A及びB 1事業 100,000円以内

(対象内経費の1割は自己資金の充当が必要です)

対象事業C 1事業 200,000円以内

(対象内経費の2割は自己資金の充当が必要です)

※1団体につき1事業しか申請できません。

※同一事業に対する申請はできません。

※審査の結果により、不採択や助成額の減額などの可能性があります。

4 助成対象経費及び対象外経費

(1) 助成対象経費 ※概ね以下の費目別の経費を参考にしてください

	費目	備考
収入	赤い羽根助成金	今回、本会に申請する助成金申請額
	その他助成金	本会申請分以外の助成金
	自己資金	申請者が負担する金額
	参加費	参加者などから徴収する予定の金額
	その他	その他寄付金など

	費 目	備 考
支 出	会場費	会場使用料 など
	印刷費	コピー料金、広報紙等印刷料金 など
	通信費	切手代 など
	謝礼	外部講師への謝金及び交通費
	保険料	ボランティア保険 など
	消耗品	活動に必要となる消耗品 など
	製作費	資機材の製作に係る費用 など
	備品購入費	活動資機材の購入に係る費用 など
	その他	上記以外で必要と認められる費用

(2) 助成対象外経費 ※以下の経費は助成の対象とはなりません。

- ・ 飲食費（活動者の食事代、講師の食事代 など）
- ・ 内部講師謝礼（自団体等の活動者が講師となる場合 など）
- ・ パソコン、デジタルカメラ、プリンタなどの電子事務機器
- ・ 自団体等の活動者に対する旅費及び交通費
- ・ 団体の運営費
- ・ 領収証等により内容の確認ができない経費
- ・ その他、募金の趣旨に添わない経費及び本会が対象外と認めた経費

5 申請、助成金配分決定、報告の流れ

(1) 助成金配分申請書の作成と必要書類の準備

下記に記載している書類を作成及び準備してください。

- 赤い羽根共同募金助成金配分申請書（様式1）
- 団体の定款・規則・会則など（団体の存在を確認するために必要）
- 2017年度事業報告書及び決算書
- 2018年度事業計画書及び予算書

※団体の総会資料に上記内容の記載がある場合は総会資料でも構いません。

- 申請事業の紹介チラシやパンフレット等

※申請時に作成されていない場合は、報告時で構いません。

- 見積書又は注文書（備品購入及び資機材の製作等）
- 現物の写真（備品購入及び資機材の製作等）

(2) 助成金配分申請書及び必要書類の提出

上記で準備した書類を期日までに明石市社会福祉協議会までご持参ください。

申請締切日：2018年（平成30年）12月26日（水）必着

申請先：社会福祉法人 明石市社会福祉協議会

事務局 法人運営課 企画経営係

書類提出時に、申請事業等に関するヒアリングを実施させていただきます。

（ヒアリングの主な内容）

申請団体及び協力団体の概要、助成金配分申請の目的及び広がりの効果

申請事業の内容（事業の詳細及び必要経費の詳細）

(3) 助成金配分申請に対する審査及び決定

明石市社会福祉協議会事務局及び募金等配分検討委員会で、申請内容について審査を行い、決定内容を申請団体へ通知（助成金配分に関する通知（様式2））します。

助成金配分に関する通知は2019年1月下旬～2月上旬を予定しています。

※審査の結果により、不採択や助成額の減額などの可能性があります。

※審査の過程や内容に関するお問い合わせには応じられません。

(4) 助成金の振込

助成金配分に関する通知とともに送付する請求書（請求書（様式3））の提出を受けて、助成金の振込を行います。

※請求書の受領後5営業日以内に助成金の振込を行います。

(5) 事業等の実施報告

下記に記載している書類を作成及び準備してください。

事業等実施報告書（様式4）

申請事業に要した経費の領収証コピー

事業風景等を記録した写真

※集合写真のみは受け付けることができません。

申請事業を紹介したチラシやパンフレット、広報資料など

※提出していただいた写真やチラシ等は広報に使用させていただきます。

提出期日：活動終了後30日以内に提出してください。

（最終締切日：2019年4月10日）

※事業内容に変更があった場合は速やかにご連絡をお願いします。

6 助成金配分事業の使途変更等

(1) 助成金配分事業の使途変更

助成金配分事業の使途に変更が生じた場合や、申請金額に変更があった場合は速やかに事務局までご連絡をお願いします。

(2) 助成金配分事業の取消・返還

下記に該当する場合は、助成金配分事業の一部又は全部の決定を取消し、返還していただきます。

- 助成金にかかる経理が不明確である場合
- 助成事業費総額が、助成金配分額を下回った場合
- 助成金を、申請した事業以外に使用した場合
- 事実と異なる助成金配分申請または実施報告がなされた場合
- 赤い羽根共同募金助成事業であることの周知を行わなかった場合
- 赤い羽根共同募金運動に協力しなかった場合
- その他、明石市社会福祉協議会、明石市共同募金委員会、兵庫県共同募金会の指示に従わない場合及び不相当と認めた場合



【問合せ先】

〒673-0037

明石市貴崎1丁目5番13号

社会福祉法人明石市社会福祉協議会

事務局 法人運営課 企画経営係

Tel : 078-924-9105 Fax : 078-924-9109